受理番号第17号
受理日H23.7.15

国総環リ第２２号
平成２３年　７月１４日

(社)日本建設機械化協会会長　殿

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長

第３次排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について

第３次排出ガス対策型建設機械指定制度の取り組みにつきましては、かねてよりご協力を頂いているところでありますが、この度、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領の附則に下記を追加して取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

附則（平成２３年７月１３日付国総環リ第１号）

第１　第５で定めるところによる黒煙浄化装置の認定、及び第１３で定めるところによるトンネル工事用排出ガス対策型の指定、並びに第７第２項で定めるところによる黒煙浄化装置型式の変更の認定、及び第１５第２項で定めるところによるトンネル工事用排出ガス対策型の変更の承認は、次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分毎に、右欄に掲げる期日までに第１１第２項で定めるところによるトンネル工事用排出ガス対策型の申請がなされたものに限る。

| 原動機の出力区分 | 期　日 |
|---|---|
| 8～ 19kW以下 | 平成２５年　９月３０日 |
| 19～ 37kW以下 | 平成２５年　９月３０日 |
| 37～ 56kW以下 | 平成２５年　９月３０日 |
| 56～ 75kW以下 | 平成２４年　９月３０日 |
| 75～130kW以下 | 平成２４年　９月３０日 |
| 130～560kW以下 | 平成２３年　９月３０日 |

第２　第２０第２項で定めるところによるトンネル工事用排出ガス対策型の表示は、次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分毎に、右欄に掲げる期日までに製造されたものに適用される。ただし、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

たものに適用される。ただし、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年法律第５１号）」に基づき少数生産車の承認を受けた特定特殊自動車については、その承認の効力を失うまでに製造されたものに適用される。

| 原動機の出力区分 | 期　　日 |
|---|---|
| 8～ 19kW以下 | 平成２７年　８月３１日 |
| 19～ 37kW以下 | 平成２７年　８月３１日 |
| 37～ 56kW以下 | 平成２６年１０月３１日 |
| 56～ 75kW以下 | 平成２６年　３月３１日 |
| 75～130kW以下 | 平成２５年１０月３１日 |
| 130～560kW以下 | 平成２５年　３月３１日 |

第３　第１８で定めるところによるみなし指定建設機械の適用については、平成２４年３月３１日までに届出がなされたものに限る。

# 第3次基準値トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定終了予定について

今年10月から始まるオフロード法2011年規制では、粒子状物質（PM）の規制値が約1/10に規制強化されることから、トンネル工事用に求められる排出ガス性能を満足するものとみなし、排出ガス2011年基準適合表示の付された特定特殊自動車については、トンネル工事用排出ガス対策機械と同等と扱うこととしました。

※「トンネル工事用排出ガス対策機械」とは、明かり工事用建設機械の黒煙の規制値から、黒煙を1/5に低減した建設機械です。

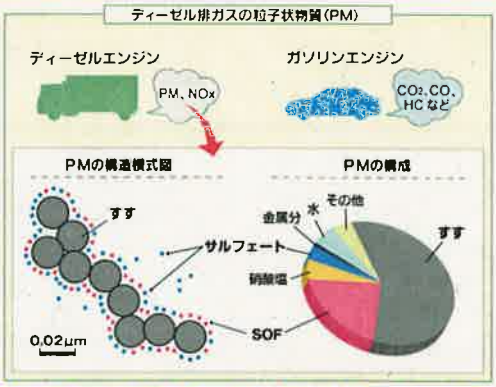


独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構HPより

**上記により、今後の第3次基準値トンネル工事用排出ガス対策機械の手続き等について**

新規申請期限　：建設機械の定格出力毎に2011年排出ガス規制の新車規制適用日の前日まで

ラベル表示期間：道路運送車両法又はオフロード法の規制に基づく期間内に製造されたもの。（2006年排出ガス規制に適合した特殊自動車についてはその経過措置期間。2006年排出ガス規制に適合し、かつ少数生産車の承認を受けたものについては、承認の効力を失うまでの期間。）

**※なお、8kW以上19kW未満の定格出力帯の建設機械の新規申請期限については、19～37kW未満の出力帯と同じ期限とし、ラベル表示は平成27年8月31日製造分までとします。**

## ■ トンネル工事用第2次基準値指定ラベル(参考)

| 出力範囲 kW | H22年 10年 | H23年 11年 | H24年 12年 | H25年 13年 | H26年 14年 | H27年 15年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 8－19（第2次基準） | 表示可能 → H24. 12. 31 | | | | | |

## ■ トンネル工事用第3次基準値指定ラベル

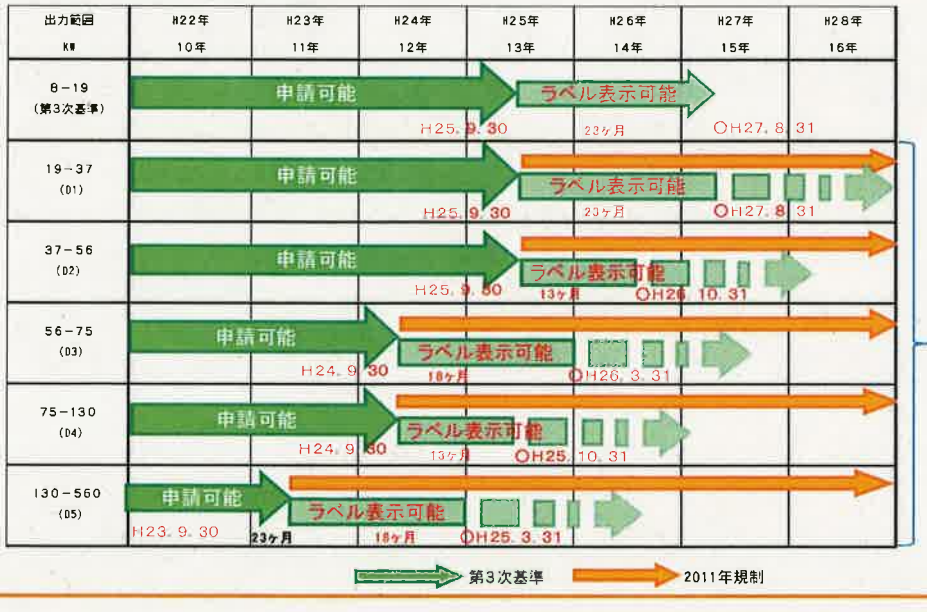


今後は、オフロード法又は道路運送車両法の適合で足りる。

# 第3次みなし指定建設機械の制度

**過去2年間、申請がなされていないので今年度末で受け付けを終了する**

オフロード法の型式届出がなされた建設機械で、オフロード法の型式届出よりも前に製作された同一型式の建設機械については、第3次みなし建設機械の指定を受けることにより、第3次指定建設機械のラベルを貼ることができます。ただし、オフロード法の規制が適用される前に製作された建設機械に限ります。

| 例）原動機出力帯130kW以上560kW未満である新車の場合（2006年基準） | | 2005 H17 | 2006 H18 | 2007 H19 | 2008 H20 | 2009 H21 | 2010 H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新車 | 規制適用日 | | | 新車に対する規制が開始 → | | | |
| | ケース1（規制適用日以降に届出） | | | 製作開始：この時期に製作された機械を使用すると違法 | オフ法届出 | この時期に製作された機械はオフロード法基準適合表示貼付可能 | |

| 例）原動機出力帯130kW以上560kW未満である継続生産車の場合（2006年基準） | | 2005 H17 | 2006 H18 | 2007 H19 | 2008 H20 | 2009 H21 | 2010 H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 継続生産車 | 規制適用日 | | | | | 継続生産車に対する規制が開始 → | |
| | ケース2（継続生産車の規制適用日以前に届出） | 製作開始 | この時期に製作された機械は第3次排出ガス対策型建設機械指定ラベル貼付可能 | | オフ法届出 | この時期に製作された機械はオフロード法基準適合表示貼付可能 | |
| | ケース3（継続生産車の規制適用日以降に届出） | 製作開始 | | | この時期に製作された機械を使用すると違法 | オフ法届出 | |

**オフロード法基準適合表示の貼付が出来ない**